

的空いているレジ台を目指すなどしてレジ前通路を歩行する利用客も相当数いたと考えられるから、レジ前通路の床面に物が落下していた場合、転倒事故が発生するおそれは大きかった。「上記事情に鑑みると、本件店舗を運営するYとしては、利用客に対する信義則に基づく安全管理上の義務として、本件事故発生時のように、本件店舗が混み合い、相当数の利用客がレジ前通路を歩行することが予想される時間帯については、Yの従業員によるレジ周辺の安全確認を強化、徹底して、レジ前通路の床面に物が落下した状況が生じないようにすべき義務を負っていた」。「本件事故発生時、Yの従業員がレジ周辺の安全確認を行っていた形跡はなく、Yは、上記義務を尽くしておらず、これにより、レジ前通路の床面に天ぷらが落下した状況を発生、継続させ、本件事故を生じさせたのであるから、Yには信義則上の安全管理義務違反があり、不法行為責任が成立するというべきである」(5割過失相殺)。

3. Yの控訴及びXの附帯控訴及びその後の経緯

Yが控訴し、Y敗訴部分を取消し、Xの請求を棄却する旨の判決を求め、他方、Xは附帯控訴をし、約142万円及びこれに対する事故時から支払済みまでの遅延損害金の支払を求めた。本判決は、次の理由により、原判決中、Y敗訴部分を取消し、Xの請求を棄却し、また、Xの附帯控訴を棄却する。その後、Xが上告するが、上告は却下、不受理となって、本判決は確定している。



理由(Xの請求認容)

1. 争点の確認(安全配慮義務違反)

「本件天ぷらがレジ前通路に落ちた状況及びこれが放置された状況については、これを現認

した者がおらず、不明であるが、本件事故現場は会計前の商品を持った利用客が通るレジ前通路であること、本件店舗の従業員が同現場付近に本件天ぷらを落とすことは通常考えられないことから、本件天ぷらを落としたのは、本件店舗の従業員ではなく利用客であると認められる。また、同現場は、利用客からは見通しのよい場所であること、本件天ぷらは、縦横それぞれ13cm、10cm程度と比較的大きく、利用客が目視するだけでなく、足に触れたり、カートに当たったりする等して発見しやすい物であることが認められるが、利用客からレジ内の従業員等に落下物があるとの申告、苦情等はなかったことからすると、本件天ぷらは、本件事故に近接する時点で落ちたものである可能性が高く、少なくとも長時間放置されていたものとは認められない」。「よって、争点としては、利用客が本件事故現場(レジ前通路)付近に落とした本件天ぷらを短時間放置させたことが、Yの安全配慮義務違反といえるかという点に集約される」。

2. レジ付近の通路という場所的な事情

「そこで検討するに、前記認定のとおり、消費者庁が店舗内の転倒事故に関して発出した文書によると、店舗内の床滑りによる転倒事故は、雨天時や水を使う場所の床濡れによるものが大半を占めており、落下物が原因となる場合も、青果物売場において野菜くず等を踏みつけたときに滑ることが想定されているものの、レジ付近の通路は落下物による転倒事故が発生しやすい場所としては挙げられていない。これは、青果物売場においては、野菜くず等の落下物が比較的多いことに加え、利用客も商品を選別するのに注意が集中し、足下の注意が疎かになりやすいことによるものであると考えられるのに対し、レジ付近の通路においては、この両方の要因とも想定し難いからであると考えられるのであって、合理的な区別であると認められる。前

記認定の本件店舗におけるかぼちやの天ぷら等の惣菜の販売方法からすれば、惣菜売場においても、青果物売場と同様に落下物が比較的に多くなる可能性はあるが、これは飽くまでも売場付近での話であり、レジ付近の通路とは区別して考える必要がある。本件店舗の店長であった証人Aの証言及び陳述書によっても、同人の知る限り、これまで他の店舗も含めレジ付近で落下物による転倒事故が発生したことはなかったことが認められる。「他方、レジ前通路を通行する利用客からは同通路は見通しがよく、同通路に商品等の落下物があったとしても目に付きやすく、店舗内が混み合っている時間帯でも足下の落下物を回避することは特に困難なことではないと認められる」。

3. 従業員側の事情

A. レジ打ち従業員

「レジ内の従業員にとって、レジ前通路の床は、レジ台等の死角となるため視認することができない部分があり、仮にその視認可能な範囲に落下物があったとしても、店舗内が混み合う時間帯には、レジ台の前に会計待ちの利用客が並んでおり、レジ内の従業員がレジ打ちの作業に従事しながら当該落下物を速やかに発見してこれを取り除くことは困難であった」。

B. 時間帯、品出し等作業の従業員、天ぷらの落下物としての可能性

「レジ付近の売場における品出し等の作業は、店舗内が混み合う時間帯は利用客の妨げとなるため通常行われておらず、その担当の従業員もレジ付近にはいなかったことが認められるものの、レジ前通路に本件天ぷらのような商品を利用客が落とすことは通常想定し難い」。

4. 店舗Y側の義務

以上から、「Yにおいて、顧客に対する安全配

慮義務として、あらかじめレジ前通路付近において落下物による転倒事故が生じる危険性を想定して、従業員においてレジ前通路の状況を目視により確認させたり、従業員を巡回させたりするなどの安全確認のための特段の措置を講じるべき法的義務があったとは認められない。「したがって、利用客が本件事故現場(レジ前通路)付近に落とした本件天ぷらを短時間放置させたことにつき、Yにおいて安全配慮義務違反があったということはできず、Xに対して不法行為責任又は債務不履行責任を負うものではないと解するのが相当である」。

5. 土地工作物責任

「また、同様に、本件店舗の設置、管理に瑕疵があることによって本件事故が発生したと認めることはできないのであり、YにおいてXに対して土地工作物責任を負うものではないと解するのが相当である」。

6. 結論

「よって、Xの本件請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないから、全部棄却すべきところ、これと異なり同請求を一部認容した原判決は失当であり、Yの本件控訴は理由があるから、これに基づき原判決中Yの敗訴部分を取消した上、同部分に係るXの請求を棄却し、Xの本件附帯控訴は、理由がないから棄却する」。



1. スーパーらの客に対する安全配慮義務

スーパー、コンビニ、デパート等の一般消費者に開放された店舗の経営者が、買物客に対して、その自損、他損事故が生じないようにする安全配慮義務を負うことは、本判決も否定するところではない。商品販売等のために一般に消

費者(利用者)に店舗等を開放する以上は、積極的に客の身体の安全に配慮することが求められるからである。この義務は信義則上の義務とされるが、その違反は不法行為責任を導くに過ぎない。

2. これまでの判例

A. 床が濡れていた事例

これまでスーパー等での客の転倒事故についての裁判例はいくつかあり、請求を認めない判決が多い。請求が認められている事例も、例外なく過失相殺がされている。

参考判例①～④、⑦及び⑩は、床が濡れていて客が転倒した事例であり、**参考判例③**は特に床材が滑りやすいものであったことが考慮されて店舗の責任が認められている。**参考判例②**はコンビニで従業員が床の水拭きをしていて客がレジに来たので、から拭きをしないままにした事例であり、客の靴底がすり減っていたために滑ったとして責任を否定したが、**参考判例③**はその控訴審判決でありそのような客が来ることも見越して安全を配慮すべきであるとして、責任を認め過失相殺で調整した。**参考判例⑩**はスーパーの野菜売り場で、サニーレタスを水に戻してから販売し、そのためレタスから滴り落ちた水で床が濡れ、客がこれで滑って転倒した事例で店の責任が認められている。

B. 他の客が商品等をこぼした事例

他方、**参考判例⑥**は、スーパー内のアイスクリーム専門店の特売日に、アイスクリームを購入した客がそれを床に落とし、これに気がつかない客がカートを押して足で滑らせて転倒した事例で、スーパー(アイスクリーム店ではない)の責任を認めている。特売日で客がアイスクリームを落とすことが予見でき、特に監視員を巡回させる必要性があったと認めている。定期的に巡回をさせる義務なので、巡回させて

いれば巡回の直後に事故があっても、結果回避義務に違反はないことになる。**参考判例①**は大蔵省(当時)の職員食堂で、客が味噌汁を床にこぼし、他の客がトレイに食事を載せて移動中それにより滑って転んだ事例で、繁忙期であり、しかもセルフサービス式の安価な食堂であることから責任が否定されている。

C. 過失法理との関係

民法709条の「過失」には、結果の予見可能性、結果回避義務の成立、その違反が認められることが必要になる。予見可能性は、危険の程度、頻度などとの相関で判断され、これは結果回避義務も同様である。非常に危険な場合には(例えば、油の瓶が落ちて割れて、油が床にこぼれている等)、注意義務は高まるが、かといって、油売り場に店員を常時張り付けるまでの義務はない。そのような事故があった場合にはより迅速かつ厳格な対処が求められるといった程度である。普通はそこまでの危険性は認められず、店員の巡回や品出しなどの際に落下物に気をつけるという程度の結果回避義務にとどまる。また、予見可能性は客側にも注意義務をもたらすことになり、請求が認められても必ず過失相殺がされるのはこのような事情がある。こうして、場所、時間帯、落下物の危険性の程度等、総合的に判断して店舗側の結果回避義務またその違反が検討されるべきものであり、統一的な基準といったものは考えられない。

3. 本判決の検討

A. 第1審判決との比較

本事例は第1審と控訴審とで判断が分かれた。第1審判決は、本件通路に落下物がないか確認する義務があるのに、Yの従業員がレジ周辺の安全確認を行っていなかったとして義務違反を認め、不法行為責任(709条か715条1項かは不明)を認めた。これに対して、本判決は、夕方

の混み合う時間帯であること、惣菜売り場ではなくレジ前で天ぷらが落ちていることは通常は想定できない、レジからは死角になる、客がレジ前に並んでいるので従業員を巡回させるのは客の邪魔になるなどから、原則としてそのような状況での落下物の確認をすべき義務を否定した。したがって、その時間帯かつレジ前については、客が自己の責任で落下物について注意をすべきことになる。

B. 過失判断についての検討

コロナ禍で惣菜売り場の状況が変わったが、従前の売り方を前提に検討する。本判決はレジ前通路に惣菜の天ぷらが落ちていることは通常「想定」できないとしたが、これが予見可能性を否定するのであれば、結果回避義務またその違反を論じるまでもない。客から落下物の指摘があり予見可能になったのに対処しなかった場合が問題になるに過ぎない。また、客から指摘が入っても、レジ打ち作業の最中であり、店内アナウンスで従業員に確認を求めるしかなく、その間(短期間)に転倒事故が生じても義務違反とはいえない。仮に抽象的に非常に低いものの予見可能性があると考えたとしても、客が容易に気づく、混み合った時間帯ということから、レジ内従業員による目視も従業員の巡回も義務づけられないものとした。混み合った時間帯でなければ、レジ内の従業員による見える限りでの目視は必要ということになりそうである。

C. 本判決の先例としての価値

参考判例とは事例の差があり、事案ごとに考える必要がある。本判例は本件とは異なり、惣菜売り場そのものに落下物がある事例には当てはまらない。この場合には、より可能性が高くなり、それに応じて結果回避義務も高められる。それでも、絶対的な義務ではなく、相当な注意をすべき義務に過ぎない。品出しなどを兼ねて

ある程度定期的に落下物がないか巡回をする必要があり、巡回義務を尽くしていれば、直前の巡回から短期間に事故が生じた場合には、落とした客が従業員に告げていたなどの事情がない限り、義務違反はないことになる。なお、天ぷらを落とした客の責任は、店にすぐに連絡せず放置したならば、このような事故が生じることが予見可能なので、不法行為責任を負う可能性が高い。

このように、店舗内での客の転倒事故の事例も千差万別であり、事例により結論が変わってくる。本判決は事例判決に過ぎず一般化できないものであり、本判決の射程が及ぶ類似事案の先例として参考とされるべきである。

参考判例 (★は消費者敗訴・☆は消費者勝訴)

- ①東京高等裁判所昭和63年9月28日判決(『判例時報』1294号37ページ〈職員食堂・豚汁〉)★
- ②大阪地方裁判所平成12年10月31日判決(『判例時報』1764号67ページ〈コンビニ第1審判決・床の水拭き〉)★
- ③大阪高等裁判所平成13年7月31日(『判例時報』1764号64ページ〈②のコンビニ控訴審判決〉)☆
- ④名古屋地方裁判所岡崎支部平成22年12月22日判決(『判例時報』2113号119ページ〈スーパー・雨の日〉)★
- ⑤福岡地方裁判所小倉支部平成23年11月28日判決(未公開〈衣料品店・雨の日〉)☆(65%過失相殺)
- ⑥岡山地方裁判所平成25年3月14日判決(『判例時報』2196号99ページ〈スーパー・アイス〉)☆(2割過失相殺)
- ⑦名古屋地方裁判所平成25年11月29日判決(『判例時報』2210号84ページ〈コンビニ・雪の日〉)★
- ⑧東京高等裁判所平成26年3月13日判決(LEX/DB〈銀行ATM・足拭きマット〉)☆(4割過失相殺)
- ⑨東京地方裁判所令和2年12月8日判決(裁判所ウェブサイト〈本判決原審判決〉)☆(5割過失相殺)
- ⑩東京地方裁判所令和3年7月28日判決(LEX/DB〈スーパー・水にぬらしたレタスからしたたった水〉)☆(2割過失相殺)